いばらき保育人材バンク”みらいの保育士応援フェア”に係る出展ブース募集要項

第１条　いばらき保育人材バンク（以下、「事務局」という。）は、保育人材確保に係る支援を図るため、就職相談会（以下、就活応援セミナーという）を実施する。

第２条　この要項において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）保育所

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する施設

（２）幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園」という。）第２条第７項に定める施設

（３）保育所型認定こども園

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所で、認定こども園法第３条第２高第２号の施設として認定を受けている施設

（４）事務局

茨城県が委託事業として行ういばらき保育人材バンク事業の受託者（一般社団法人いばらき保育サポートセンター）

（募集対象施設）

第３条　就活応援セミナーへの出展施設の募集対象施設は、前条に掲げる第１号から第３号の保育施設とする。

なお、出展への申し込みについて、複数の保育所等を運営する法人（事業主体）にある場合は、原則、１法人（事業主体）１施設として出展申請を行うものとする。

（申請受付期間）

第４条　出展を希望する保育所等は、令和８年６月１５日（月）から令和８年６月３０日（火）までの期間において、申請を行うものとする。

（出展申請の受付）

第５条　事務局は、就活応援セミナーの実施にあたり、いばらき保育人材バンクが運営するホームページにおいて、保育所等の出展申し込みを受け付けるため、同ホームページ上で出展を希望する保育所等に受付を行うための申込フォームを示すものとする。

（出展申請項目）

第６条　前条の目的を達成するために、就活応援セミナーへの出展を希望する保育所等に

対し、以下に定める項目の聞き取り、審査を行うものとする。

（１）出展申請に係る審査項目（出展を希望する保育施設）

①「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和７年４月 11 日　こ成保 296・７文科初第 250 号）」に規定する、処遇改善等加算の区分１から区分３の実施に係る有無等

②子ども子育て支援法第 58 条第２項による経営情報等の報告を本県知事に対して報告の提出（「ここ de サーチ」で入力済みの状態をいう）の有無等（当該報告は、直近の会計年度の報告の有無等とする）

③申し込みを行う保育所等の施設において、茨城県児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 47 条又は就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第６条又は茨城県幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例第４条に基づき、受入児童に対し条例上必要となる職員配置基準上の必要職員数と実際に配置を行う人数（非常勤職員については、保育士資格を有する者のみとし、勤務時間数については、月 120 時間を１人とする常勤換算として算出するものとする）

④上記各号について、虚偽報告のない旨の誓約

（出展申請に係る出展対象者への通知）

第７条　前５条による申し込みを行った保育所等の出展申請者に対し、事務局は前６条に掲げる項目等を総合的に勘案して、出展対象として当選する保育施設に対し通知を行う。

なお、出展申請者は、出展対象施設の当落に関し、事務局から通知を受けた当該当落の内容に従うものとする。

（出展に係る留意事項）

第８条　前７条により決定した出展者は、別途事務局から示す会場設営等の留意事項に対し従うものとする。